

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市安佐北区三入南一丁目13番14号
氏 名 丸伸企業株式会社
代表取締役 金島 聖貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥 取 県 知 事 平 井 伸 治



許可の年月日 平成25年6月16日

許可の有効年月日 平成30年6月15日

1. 事業の範囲

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（以上3品目、自動車等破碎物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん。

以上15品目、いずれも特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除き、かつ、いずれも積替え保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成25年7月11日 更新許可（許可証の提出 有）

平成25年7月11日 変更許可（品目の追加 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、燃え殻、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、ばいじん）

平成27年2月27日 変更届（住所の変更）

5. 積替え許可の有無

鳥取県には政令市がないため記載事項なし。

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 (有) ・ 無